

日本労働年鑑 第50集 1980年版  
The Labour Year Book of Japan 1980

第二部 労働運動

VI 権利闘争

3 婦人労働者の保護措置の改正動向にたいする闘争

労基法研究会報告

七八年十一月二〇日、労働大臣の私的諮問機関である労働基準法研究会(有泉亨会長代理)は、職場での男女平等確保の見地から、現行労基法のなかの女子労働保護規定の廃止を中心とする提言をした報告書を労働大臣に提出した。

おもな内容は、男女平等法制定の必要をとき、現行労基法との関連では、母性保護のための規定はその保護をより手厚くする反面、一般女子労働者保護規定については、(1)時間外・休日労働は基本的には男子と同様にする、(2)女子についての深夜業の規制は基本的には解消する方向をとる、(3)危険有害業務の女子の就業制限は原則的に男女同一に扱う、(4)生理休暇は本来廃止すべきものである、(5)坑内労働の全面禁止は例外を認めるべきである、などである。

これを受けて、労働省はその趣旨を尊重して労基法の改正や新規立法の検討に入る方針を立てた(報告の内容についてくわしくは本年鑑第三部-I-3「労働基準法研究会報告」参照)。

反対運動の展開

制定以来三〇年以上を経た労基法の画期的な改正提言であるだけに、この研究会報告書はがぜん大きな反響を呼び、統一戦線促進労働組合懇談会による討論集会(七九年一月)、婦人少年協会主催の「労基法研究会報告をめぐる討論会」(同二月)など、大小さまざまな研究会や討論会の開催がみられた。しかし、報告書が提出されたその日、総評はただちに女子労働者の実態についての現状認識がとぼしいとして反発したのをはじめ、労働組合、野党、婦人団体の大勢はこれに反対で、それぞれの立場からの対決の構えをうち出した。とくに目立ったものとして、総評は、「労働基準法改悪を阻止し、婦人の労働権を確立する闘い」なる闘争方針を立て、七九年三月二九日、東京・明治公園で、女性一万五〇〇〇人による初の集会を開いた。この闘争方針には労基法研究会報告書にたいする基本的考え方が示されており、労働組合側のこの問題についての基本姿勢を代表するとみられるので、つぎに掲げておく。政府与党がいかなる対応を示すか、そして労基法改正の帰趨いかんは、今後の反対側の動きともからんで重要なところである。

【労働基準法改悪を阻止し、婦人の労働権を確立する闘い】

(1) 構造不況、低成長時代にそなえる政府、独占の産業再編成、てっぺいした減量経営が強行されるなかで、既得権は侵害され、婦人労働者は職場を追われている。企業の合併、業務提携による人員削減、減量経営による雇用調整は「家計の責任者でない」ことを理由に共働きの常用婦人労働者をまさきにねらい、金のかかる中高年労働者に退職を強要し、常雇の婦人労働者を低賃金、無権利のパート・タイマーや臨時雇の未

組織労働者に切りかえる政策を促進している。婦人労働者を家事・育児の余暇に働く家計補助の労働力として位置づけ、これを活用する婦人労働力政策が着実に実践されている。

(2) この企業の婦人労働政策は、一昨年二月、政府が「国内行動計画」において明らかにした婦人労働力政策、すなわち、結婚または出産までの若年短期と、家事・育児の余暇に働く再就職型主婦労働力を有効に活用するという政策と完全に一致するものである。

(3) このように、不況を理由にして、婦人の労働力が再編成され、低賃金、無権利の不安定な労働者群への雇用がえがすすめられ、完全失業者が一〇〇万人を超える状態が二年も続くという史上最大の雇用危機のなかにもかかわらず、婦人労働者は毎年激増し、いま史上最高の一、二八四万人(五三年九月末)を数えている。しかし、量的には増大しても、雇用形態が大きく変化してきていることを重視しなければならない。

(4) このような雇用政策をすすめる一方で、政府は昨年十一月、労働基準法研究会の名をかりて、平等化をすすめることを口実に、時間外労働、休日労働の制限、深夜業、危険有害業務、坑内労働などの就労禁止、生理休暇などの母性保護の廃止をうちだしてきた。この内容は、一九七〇年に東京商工会議所が労働基準法改正の意見を提起して以来、労使間で攻防をつづけてきた問題そのものである。この政府、独占が一体となった体制的な攻撃に、どう闘いを挑むのか、婦人の労働権確立と差別排除、母性を社会的機能としてまもる労働組合の闘いは、いま正念場をむかえている。

(5) 昨年二月末、雇用政策研究会が中間報告として発表した「六〇年の労働力需給の展望」によれば、主婦を中心とする婦人労働力は、さらに二四〇万人増加することをあげている。同時に造船、繊維、鉄鋼など業界単位の産業構造の転換の過程で、失業者の大量発生が予想されるが、男子の失業者の吸収がむずかしくなることを問題点としてあげている。

(6) 以上のように、今後の雇用保障の闘いは、雇用調整の名のもとにつくりだされる雇用構造多重化、とりわけ低賃金層としての婦人労働者の差別雇用の現状をこのままにして、全体の雇用の安定は望めない状況となっている。いま、労働基準法研究会の報告をめぐって、闘いの焦点となっている母性保護の解消も、婦人労働者をより金のかからない労働力とする資本の減量方針以外の何物でもない。婦人労働者に対する差別攻撃が、男女労働者を分断し、低賃金、低労働条件を固定化するための労働者全体にかけられている攻撃であることは明らかであり、このことを正しくとらえ、婦人の労働権確立、差別排除を労働組合の重要な闘いとして位置づけ、職場、地域から強力な闘いを展開する。

## 一、闘いの基本的な考え方

労働基準法改悪の資本の意図とそのねらいは、政府の「国内行動計画」に集大成され、国の施策として実施されることになったという認識にたち「国内行動計画」に対する総合的な闘いとしてとらえて対処する。

政府は、平等化をすすめることを口実にして、その前提条件として、保護の見直し、解

消を提起している。したがって、この政府の保護切りすてを先行させないために、われわれは、男女平等化の保障、差別を具体的に排除していく法制度を確立し、母性保護を拡充する総合的な要求を対置して闘うものである。

## 二、組織的な闘いの展開

この闘いは、政府、独占が一体となった婦人労働力政策に対して、婦人労働者の全課題をかける重大な闘いである。したがって、労働組合が、労働者階級にかけられている攻撃として、男女差別を排除するたたかいを積極的にとりくむことがこのたたかいのカギとなる。そのためには、労働組合が——女が平等に働く権利、生活する権利を確立することをホンネの闘いとしてとりくむ体制をつくり、雇用・賃金をはじめ仕事の配置や定年など、現存する男女差別をとりあげて是正する闘いを具体化する。

## 三、政策に対する要求の内容(略)

## 四、各級組織でとりくむ具体的な行動(略)

【参考資料】(1)『労働法律旬報』、(2)『労働経済旬報』、(3)『賃金と社会保障』、(4)各種民間一般新聞、(5)各種労組機関紙

日本労働年鑑 第50集 1980年版

発行 1979年11月10日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 労働旬報社

2001年9月25日公開開始

---

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1980年版(第50集)【目次】 次のページ → ■  
日本労働年鑑【総合案内】

---

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)

---